



平成27年11月13日
国自旅第239号

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長



障害者差別解消法の施行に向けた関係者への周知について（依頼）

日頃より、障害者施策の推進にご協力賜りありがとうございます。

さて、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備の一環として制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が来年4月に施行されます。

本法律では、障害を理由とした差別を解消するための措置として、民間事業者に対し、「差別的取扱いの禁止（法的義務）」及び「合理的配慮の提供（努力義務）」が求められております。

上記取組にあたり、主務大臣は事業者向けの対応指針（ガイドライン）を策定することとされておりますが、国土交通省では事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換会の結果を踏まえ、別添のとおりとりまとめ、11月6日に公表いたしました。

つきましては、貴協会の傘下事業者に対し、内容を周知するとともに、法の目的を踏まえた適切な対応が行えるよう、普及・啓発の取組をよろしく申し上げます。

<参考>

○障害者差別解消法に基づく国土交通省所管事業における
対応指針の公表について

（国土交通省HP）http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000104.html

